

## オンライン請求及びオンライン資格確認

# 【訪問看護】 導入期限猶予の経過措置 に関する手続きのご案内

## 2024年9月 東日本電信電話株式会社

Ver.1.0 K24-02688[2410-2509]

Copyright©2024 Nippon Telegraph and Telephone East Corp. All Rights Reserved.

## 1-1.「経過措置」の適用について

- ◆オンライン請求及びオンライン資格確認の原則義務化に向けた導入期限について、経過措置の概要及び申請方法 等が公表されました
- ◆経過措置が適用される訪問看護ステーションのお客様に確実に申請を実施いただけるよう、経過措置の適用可否
  及び適用する場合の猶予届出手続きについてご案内します
- 1. 原則義務化の期限に関する経過措置の概要

オンライン資格確認の導入期限について、**令和6年10月末時点で、やむを得ない事情**がある訪問看護ステーションについては、<u>期限付きの経過</u> <u>措置を設ける</u>こととしました。経過措置対象の訪問看護ステーションは、あらかじめ社会保険診療報酬支払基金(原則、医療機関等向けポータルサイト)を経由して、地方厚生(支)局に<u>猶予届出を届け出る</u>必要があります。経過措置の詳細や届出方法については、通知等をご確認ください。

出典:医療機関等向け総合ポータルサイト【解説ページ】経過措置(訪問看護) https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys\_kb\_id=84f057b6933502140fdff0e01bba107d&id=kb\_article\_view&sysparm\_rank=1&sysparm\_tsqueryId=6b710bf6933dced00fdff0e01bba104c&spa=1

### 2. 経過措置適用可否の確認と、届け出について

令和6年10月末時点でのやむを得ない事情は6項目に区分されており(P4参照)、特に第2号の場合、所定の資料を添付して届け出る必要があります。

多くのお客様におかれましては、6項目のうち「第2号」に該当いたしますことから、第2号の場合についてご案内します。

※第2号:令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)

◆「第2号」を事由とした場合に実施すべきこと以下①および②

①2024年10月31日までにシステム事業者※と契約締結(お申込み) ※システム事業者:NTT東日本、レセコンベンダ等
 ②2024年10月31日までに猶予届出 ※その際、2024年10月末までにシステム事業者と契約したことが確認できる書類の添付が必要

※質問や疑問については、医療機関等向け総合ポータルサイトに記載のコールセンターまでお問い合わせください。(P14参照)

**システム事業者へまだ申し込みをされていない(検討中)のお客様へ** 2024年10月末までの契約締結(お申込み)を適用できるよう、 まずは2024年10月末までのオンライン資格確認のシステム事業者へのお申込みをご検討ください

### (参考:「令和6年10月末時点でのやむを得ない事情」6項目)

やむを得ない事情	期限		
①電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステー ション※オンライン請求にのみ適用	障害が解消されるまで	2	024年11月末までに導入工事
②令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)	システム整備が完了する日まで(遅くとも令和7年6月末 まで)		か完了することが困難なお客様か 該当します (全ての工事が完了する時期が12 月以降になることが想定されるお客 様)
③オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)	オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回 線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで		
④改築工事中の訪問看護ステーション	改築工事が完了するまで		
⑤廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステー ション	廃止・休止するまで		
<ul> <li>⑥その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション</li> <li>・常勤の看護職員その他の従業者の年齢が65歳以上である場合(介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ)</li> <li>・その他(1)~(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合</li> </ul>	特に困難な事情が解消されるまで		

※6項目の詳細な考え方は別紙(令和6年1月12日付け保連発0112第1号 訪看請求命令一部改正に伴う留意事項)に記載されております。 記載内容に関する質問等がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでお問い合わせください。(P.10参照)

出典:令和6年1月12日付け保連発0112第1号 訪看請求命令一部改正に伴う留意事項(厚生労働省資料)、3頁「経過措置について」より表抜粋

## 1-3.「経過措置」 - ご用意いただくもの、オンライン届出手順(1)

## 3.経過措置 オンライン届出手順(第2号事由を選択する場合)

3-1.ご用意いただくもの

オンライン請求及びオンライン資格確認導入のお申込み証跡となる契約書等 ※NTT東日本、又はレセコン等システム事業者のいずれか

・工事の依頼先に2024年10月末までに申込済である証跡が必要です

・NTT東日本では、「オンライン資格確認・オンライン請求 申込確認書」を用意し、 ご案内している担当部署よりお渡しいたします(原則、電子メールでの送付)

3-2.オンライン届出手順



2024年 \* 月 \* \* 日

東日本電信電話株式会

オンライン資格確認・オンライン請求 由込確認書

オンライン資格確認・オンライン構成 を導入するため、東日本着信電話株式会社にオンライン資格確認の 導入に必要となる回線、暗器、設置・設定等工事をお申し付けいただきましたこと、確認いたしました。 費用評価、導入日確定は営業担当等のご案内にて、放送お知らせ、確認させていただきます。

31日までに医療機関等用け総合ポータルサイト等にて届け出た場合に補助会対象となります

(これは見本です

\*\*\*\* # \*\* 月 \*\* 日

第六アモド 2023 平 [7]
※導入予定月は空差になる場合がございます。2025年6月30日までの導入が必須です。

※NTT東日本の場合

NTT専門木の工業予定日です。

■本書は、「システム事業者と契約したことが確認できる書籍」です。 経過措置の猶予描出物の補助金申請時に歩付文書としてご利用いただけます

\*\*\* 204

(中区横凹内容)

## 1-3.「経過措置」 - オンライン届出手順(2)



Copyright©2024 Nippon Telegraph and Telephone East Corp. All Rights Reserved.

## 1-3.「経過措置」 - オンライン届出手順(3)

## 3.経過措置 オンライン届出手順

3-2.オンライン届出手順

(6)

(5) 複数医療機関コードをお持ちの場合の情報入力

2数医療機関コードをお持ち( 利歯科供設医療機関で、複数の保) している保険機関(医療機関コー 保険機関コードとしては、先頭か (薬局)コード(7桁)を記入し	<b>ク場合</b> 条機開コード(医療機関コード)を有する場合、本アカウントで登 ド)以外の保険機関コードを記入してください。 う個に該当の御道府県最号(2桁)、点数表番号(1桁)、医療機 てください。		
即道府県番号] 北海道、02青森、03岩手、04富 、12千葉、13東京、14神奈川、1 同、23登組、24二重、25試費、2 綱山、34広島、35山口、36徳島 (大分、45宮崎、46鹿児島、47沖 点数表番号) 医料、3歯科	成、05秋田、06山形、07福島、08茨城、09栃木、10群馬、11泊 5節為、10篇山、17石川、18福井、19山梨、20伊美、21岐阜、22 6済紙・27大気、24氏連、29条為、301砲以は、31環取、23星根、 37香川、38愛媛、39島知、40福岡、41佐賀、42長崎、43款本、 <sup>8</sup>		■訪問看護ステーションコード:訪問看護ステーション コードを記載します
J映板開コード 半角数子10年	f(翻道府県コード2倍+点鉄実コード1倍+医原根調等コード7倍)		
請考欄			
19			
			■ 添付書類のアップロード:NTT車日本の場合は、
資料のアップ	プロード		■添付書類のアップロード:NTT東日本の場合は、 「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」をアッ プロードしてください。
<ul> <li>資料のアップ</li> <li>添付資料</li> <li>下記の場合には、添付 (添付資料はZipもしく 音1号を選択した場合:</li> </ul>	<b>アロード</b> 書類をアップロードしてください。 はPDFでまとめてからアップロードしてくださ 契約書・注文書の写しなど、システム事業者と	い。) :契約したことが確認できる書き	■添付書類のアップロード:NTT東日本の場合は、 「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」をアッ プロードしてください。 ※デスクトップ等に当該ファイルを置き、ドラック&ドロップ、又は「ファイルの 選択」ボタンからファイルを選択
<ul> <li>資料のアップ</li> <li>添付資料</li> <li>下記の場合には、添付 (添付資料はZipもしく 第1号を選択した場合:</li> </ul>	<b>ア<sup>o</sup>ロード</b>	い。) - 契約したことが確認できる書類 )書類(のすし)	■添付書類のアップロード:NTT東日本の場合は、 「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」をアッ プロードしてください。 ※デスクトップ等に当該ファイルを置き、ドラック&ドロップ、又は「ファイルの 選択」ボタンからファイルを選択
<b>資料のアップ</b> 添付資料 下記の場合には、添付 第1号を選択した場合: 第6号を選択した場合: 添付書期のアップロード	<b>2°ロード</b> 書類をアップロードしてください。 はPDFでまとめてからアップロードしてくださ 契約書・注文書の写しなど、システム事業者と 困難な事情を確認できる書類がある場合はその ここにファイルをドラッグ&Fロップしてください。	:い。) -契約したことが確認できる書き )音類 (のみし)	■添付書類のアップロード:NTT東日本の場合は、 「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」をアッ プロードしてください。 ※デスクトップ等に当該ファイルを置き、ドラック&ドロップ、又は「ファイルの 選択」ボタンからファイルを選択 最後に「確認画面へ進む」を選択
<b>資料のアップ</b> 添付資料 下記の場合には、添付 (添付資料はZipもしく 第1号を選択した場合: <sup> 満行書類のアップロード</sup>	プロード 雪類をアップロードしてください。 はPDFでまとめてからアップロードしてくださ 契約書・注文書の写しなど、システム事業者 困難な事情を確認できる書類がある場合はその ここにファイルをドラッグ&ドロップしてください。 ファイルの選択 ファイルが選択されていません	い。) :契約したことが確認できる書き )書類 (の多し)	■添付書類のアップロード:NTT東日本の場合は、 「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」をアッ プロードしてください。 ※デスクトップ等に当該ファイルを置き、ドラック&ドロップ、又は「ファイルの 選択」ボタンからファイルを選択 最後に「確認画面へ進む」を選択

## 1-4.「経過措置」 - 郵送届出手順(1)

### 4.経過措置 郵送届出手順(第2号事由を選択した場合)

4-1.ご用意いただくもの

オンライン請求及びオンライン資格確認導入のお申込み証跡となる契約書等

Google カスタム検索

報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等

オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局、シス

↑ ホーム > テーマ別に探す > 健康・医療 > オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局、システムペンダ向け

オンライン資格確認

\* 本文へ → お問合わせ窓口 → よくある御賀間 → サイトマップ → 国民参加の場

Q検索

申請・募集・情報公開

※NTT東日本、又はレセコン等システム事業者のいずれか ※プリンター等にて印刷してください

#### 4-2.郵送届出手順

### (1) 猶予届出書のダウンロードと印刷

(\*)厚生労働省

テムベンダ向け)

- マ別に探す

経過措置



又は検索サイトで下記ワードにて検索 [厚生労働省 オンライン資格確認の導入について]

#### (1)保険医療機関・薬局 オンライン資格確認の導入の原則義務化について、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることとしまし た。令和6年4月以降、保険医療機関・薬局の指定を受ける時点からオンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある医療機関・薬局 は、指定申請の際に併せて猶予届出書を届け出るようにしてください。経過措置の詳細や届出方法については、通知等をご確認ください。 ▶ 🝘 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について(保連発0127第1号・保医発0127第3号) [719KB] □ (参考) 猶予届出書の様式 → X (Excel) [41KB] □ · ▶ m (PDF) [201KB] □ (参考1) 中央社会保険医療協議会総会(第535回)資料 総-5、総-7別紙2・3など (参考2) 令和4年度診療報酬改定について(10月改定分)

#### (2) 指定訪問看護事業者

オンライン請求及びオンライン資格確認の義務化に当たっては、やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについて、期限付きの経過措置を設ける こととしました。保険証廃止時点で経過措置対象となる訪問看護ステーションは、令和6年10月31日までに、原則として「医療機関等向け総合ポータル サイト」に開設する届出フォームから、訪問看護ステーションごとに、猶予届出を届け出る必要があります。経過措置の詳細や届出方法については 等をご確認ください。

▶ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施」 の留意事項について(保連発0112第1号・保医発0112第1号) [377KB] @ (参考) 猶予届出書の様式 » X (Excel) [41KB] ロ · > W (PDF) [190KB] ロ



## 1-4.「経過措置」 - 郵送届出手順(2)

## 4. 経過措置 郵送届出手順

#### 4-2.郵送届出手順

### (2) 届出書類の記入、郵送

※必要事項をすべて記載し、添付書類とともに郵送してください。

(送付先) 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行 ※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中(訪問看護)」と記載してください



出典:医療機関等総合ポータルサイト【解説ページ】経過措置(訪問看護) <u>https://iryohokenjyoho.service-</u> now.com/csm?sys kb\_id=84f057b6933502140fdff0e01bba107d&id=kb\_article\_view&sysparm\_rank=1&sysparm\_tsqueryId=6b710bf6933dced00fdff0e01bba104c&spa=1

Copyright©2024 Nippon Telegraph and Telephone East Corp. All Rights Reserved.

## 1-5.お問い合わせ先

### | 経過措置、制度・手続きについてのご質問は、オンライン資格確認等コールセンタまでお問い合わせください

医療機関等向け総合ポータルサイト

医療機関等向け総合ポータルサイト 検索

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm\_index

### 導入工事後には、「運用開始日登録」をお忘れなく実施ください



厚生労働省からの経過措置・財政支援(補助金)についてのご案内となります。ご参照ください。

### 【オンライン資格確認等コールセンター】

**2** 0800-080-4583 (通話料無料)

月~金 8:00~18:00

土 8:00~16:00(いずれも祝日除く)

※問い合わせの際は、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を伝えてください。



https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com\_med\_inquiry

※返信用の連絡先と問合せ内容を入力・送信することで、担当者から回答を行う。回答までに日数を要する場合があること。



